

医薬品の適正使用に関する検討特別委員会

(平成 25 年度)

医薬品の適正使用検討特別委員会報告書

広島県地域保健対策協議会 医薬品の適正使用検討特別委員会

委員長 木平 健治

I. はじめに

団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年に備え、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・保健・福祉・生活支援などが連携して高齢者などを支える地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題となっている¹⁾。

広島県においても、県内 125 ヶ所の日常生活圏域を中心として、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制を整備するため、医療、介護などの分野を越えた多職種連携の推進を図っている^{2), 3)}。

当委員会では、平成 23 年度から薬物療法に係る医療関係者間の患者情報の共有ツールである「お薬手帳」や「地域連携クリニカルパス」に焦点を当て調査研究を行った。その結果、その効果的な活用のためには、薬局薬剤師の在宅医療への積極的な参加や他職種とのさらなる連携強化が必要であることが明らかとなった。

そこで、今年度は、地域包括ケアシステムにおいて、高齢者などの服薬管理における問題点およびその解決のための多職種連携の在り方について検討を行った。

II. アンケート調査

医療関係者および介護関係者を対象とし、在宅患者および施設入所者（以下、在宅患者などという。）の薬の使用状況と地域包括ケアシステムへの対応に関するアンケート調査を実施した。

1 調査の概要

(1) アンケート調査期間

平成 25 年 11 月～12 月

(2) アンケート調査対象および調査方法

ア 調査対象

広島市地区、呉市地区、廿日市地区、尾道地区、

三次地区の 5 地区（ただし、歯科診療所については、広島県全地域）に所在する次の施設の関係者（施設）計 3,999 件

① 診療所	818 施設
② 歯科診療所	1,483 施設
③ 訪問看護ステーション	36 施設
④ 薬局	974 施設
⑤ 地域包括支援センター	57 施設
⑥ 居宅介護支援事業所	484 施設
⑦ 高齢者施設	147 施設

(内訳)

軽費老人ホーム（ケアハウス）	27 施設
有料老人ホーム	63 施設
サービス付き高齢者住宅	57 施設

イ 調査方法

各施設にアンケート調査票を郵送し、回収した。

ウ 調査内容

別紙アンケート調査票のとおり

(3) 回収率など

表 1 に回収率を示す。

表 1 アンケート回収率

対 象		送付数		回答数		回収率	
診療所		818		307		37.5%	
歯科診療所		1,483		287		19.4%	
訪問看護ステーション		36		22		61.1%	
薬局		974		696		71.5%	
地域包括支援センター		57		37		64.9%	
居宅介護支援事業所		484		280		57.9%	
高齢者施設	軽費老人ホーム	27	147	19	77	70.4%	52.4%
	有料老人ホーム	63		29		46.0%	
	サービス付き高齢者向け住宅	57		29		50.9%	
	計	3,999		1,706		42.7%	

2 調査結果および考察

(1) 在宅患者などの薬の使用状況

ア 在宅医療の実施状況

診療所および歯科診療所に対し、これまでに在宅医療を行った患者の有無を尋ねた。

診療所からの回答では、189 件（62%）が「在宅医療を行った患者がいる」と回答した（図 1）。この結果は、平成 22 年度の当委員会の調査における同様の設問に対する回答結果（在宅医療を行っている医師の割合：63%）と比較すると、変化はなかった。

一方、歯科診療所においては、188 件（66%）が「在宅医療を行った患者がいる」と回答した。歯科診療所からの全体の回答率は 19.4%と低いにもかかわらず回答者の 66%が在宅医療に関与しているということは、歯科医師の在宅医療への関心度の二極化を示すものかもしれない。

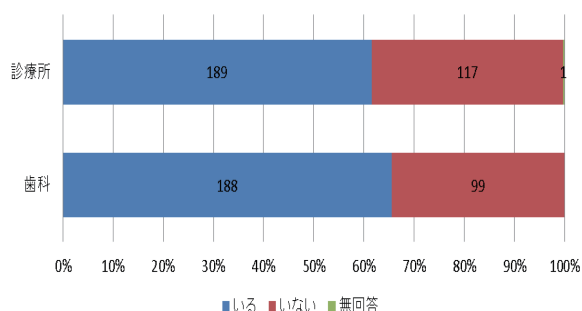


図 1 在宅医療を行った患者の有無（診療所，歯科）

一方、薬局に訪問薬剤管理指導の届出状況を探ねたところ、「届出をしている」と回答した施設は 475 件（68%）であった（図 2）。

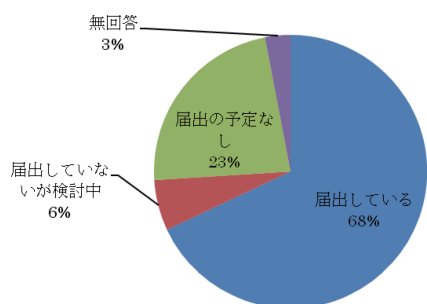


図 2 訪問薬剤管理指導の届出状況（薬局）

しかし、「届出している」と回答した薬局に最近 1 年間（平成 24 年 11 月～平成 25 年 10 月）の訪問薬剤管理指導または居宅療養管理指導（以下、訪問薬剤管理指導などという。）の経験を探ねたところ、平成 22 年度の当委員会の調査結果（訪問薬剤管理指導

に参与した薬剤師：18%）と比較すると、わずかに増加していたものの、「行ったことがある」と回答したのは 167 件（24%）のみで、7 割近く（471 件）の薬局が「行ったことはなく、予定もない」と回答した（図 3）。

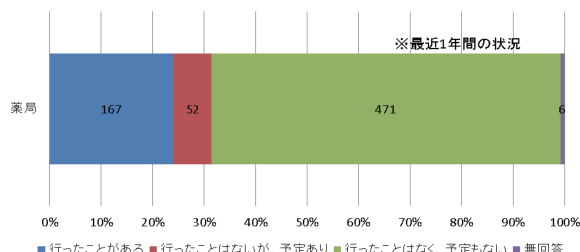


図 3 訪問薬剤管理指導などの経験（薬局）

この結果は、人員などの問題で対応できない薬局も含まれているものと推察されるが、訪問薬剤管理指導する意欲はあるものの、その機会を得られないでいる薬局が相当数存在することを示している。

イ 在宅患者などの服薬管理上の問題点

(a) 薬の使用で不安や問題だと感じること

在宅医療の経験のある医療機関とすべての介護関係施設に、在宅患者などの薬の使用について不安や問題だと感じることを尋ねたところ、医療関係者・介護関係者ともに「飲み忘れったり、飲み間違える」、「勝手に判断して飲んだり飲まなかったりする」と

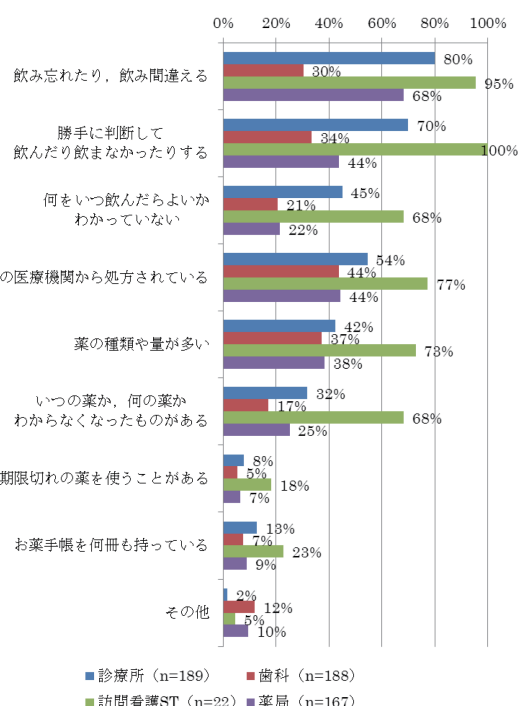


図 4 在宅患者などの薬の使用における不安・問題（医療関係者）

回答した件数が最も多かった。高齢者施設以外の介護関係者と訪問看護ステーションは、そのほかに「複数の医療機関から処方されている」、「薬の種類や量が多い」という点を問題だと感じる施設が多く、医療機関と傾向が異なっていた。いずれにおいても医薬品に関し多くの問題点が指摘されており、専門家として薬剤師が関与することが肝要と思われる。

高齢者施設については、比較的不安や問題だと感じる事項が少なく、ほかの介護関係者と傾向が異なっていた。(図4、図5)

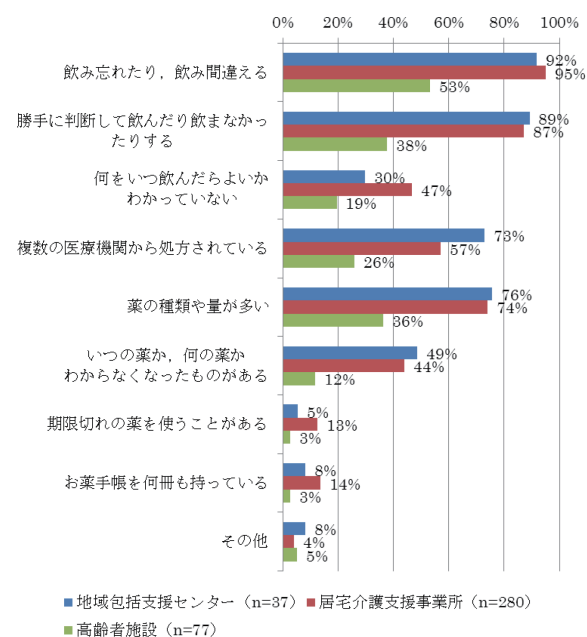


図5 在宅患者などの薬の使用における不安・問題（介護関係者）

(b) 副作用の発生状況

在宅医療経験のある医療機関に、在宅患者の副作用の発生状況を尋ねたところ、副作用の発生が「ある」と回答した施設は、診療所47件（25%）、歯科診療所4件（2%）および薬局55件（33%）であった（図6）。

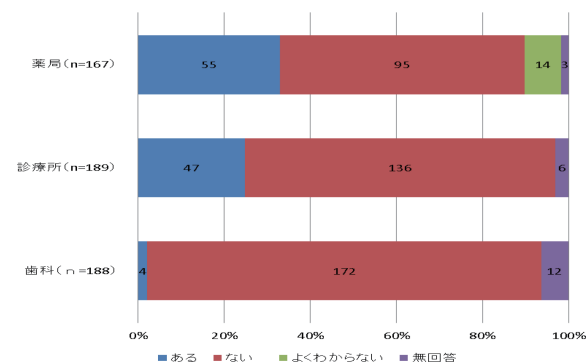


図6 在宅患者の副作用発生の有無

この結果から、断定はできないものの薬剤師の発見率の高さは、専門家としての観察が要因とも推察され、薬剤師が直接患者を観ることに必要性を示唆するものと考えられる。

ウ 薬局・薬剤師との連携

在宅医療経験のある医療機関とすべての介護関係施設に対し、在宅患者などの服薬管理を薬剤師に指示（依頼）したことがあるかを尋ねた結果を図7に示す。

「指示（依頼）したことがある」と回答した施設は、診療所の103件（55%）、歯科診療所の3件（0.2%）、訪問看護ステーションの12件（55%）、地域包括支援センターの20件（54%）、居宅介護支援事業所の136件（49%）および高齢者施設の20件（26%）であった（図7）。

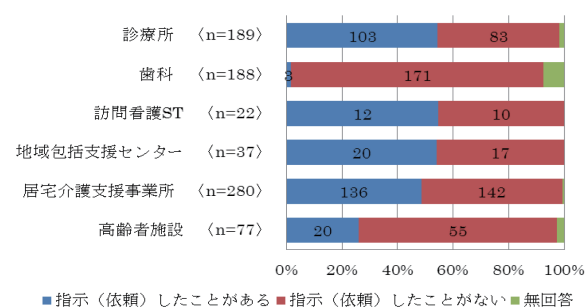


図7 薬剤師に服薬管理を指示（依頼）した経験

さらに、「指示（依頼）経験がある」と回答した施設に、薬剤師による服薬管理を指示（依頼）したことで患者の治療に有用だった事例の有無を尋ねたところ、「患者・利用者の治療に有用だった事例がある」と回答した施設が医療関係者の71%、介護関係者の62%であった（図8）。

また、その有用事例の内容を尋ねると、医療関係者では図9に、介護関係者では図10に示すとおり、いずれも残薬確認による飲み忘れの減少や薬の整理、患者（利用者）の状態に応じた処方変更に有用であったとの回答が多かった。

薬剤師に服薬管理を指示している施設の割合は半数程度にとどまっているが、有用であったという評価は高く、薬剤師が連携して服薬管理に当たる必要性が示唆される。

そのほか、「他職種と連携しやすくなった」との回答も、件数は少ないが医療関係者と介護関係者に共通して挙げられていた。

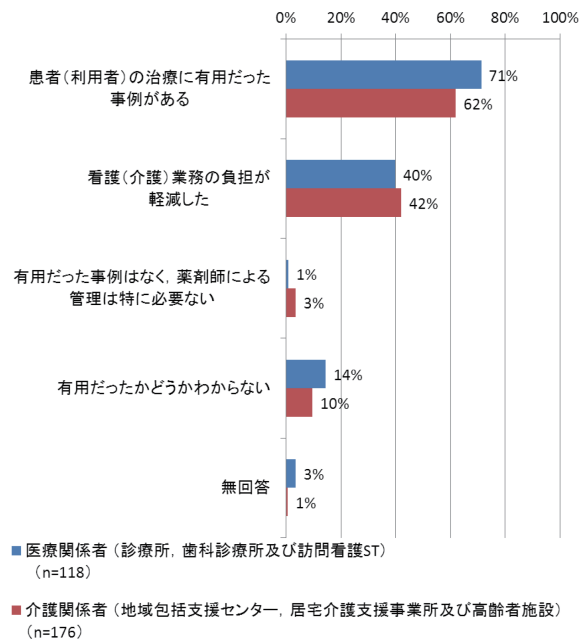


図8 服薬管理を薬剤師に指示(依頼)したことが有用だった事例があると回答した割合

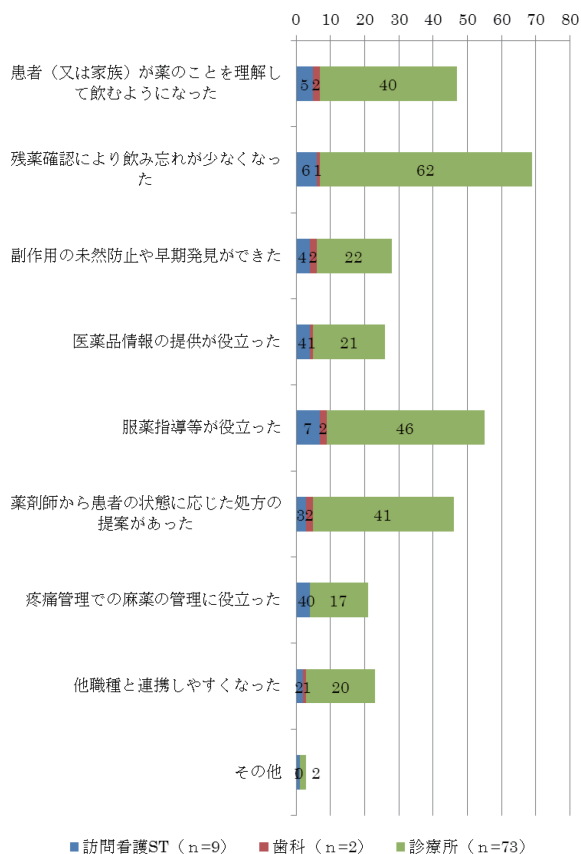


図9 有用事例の内容(医療関係者)

エ 薬剤師に期待する訪問薬剤管理指導などの業務
薬局を除く全施設を対象に、薬剤師が患者(利用者)のもとを訪問して行うことのできる訪問薬剤管理指導などの業務のうち、特に行ってほしいものを

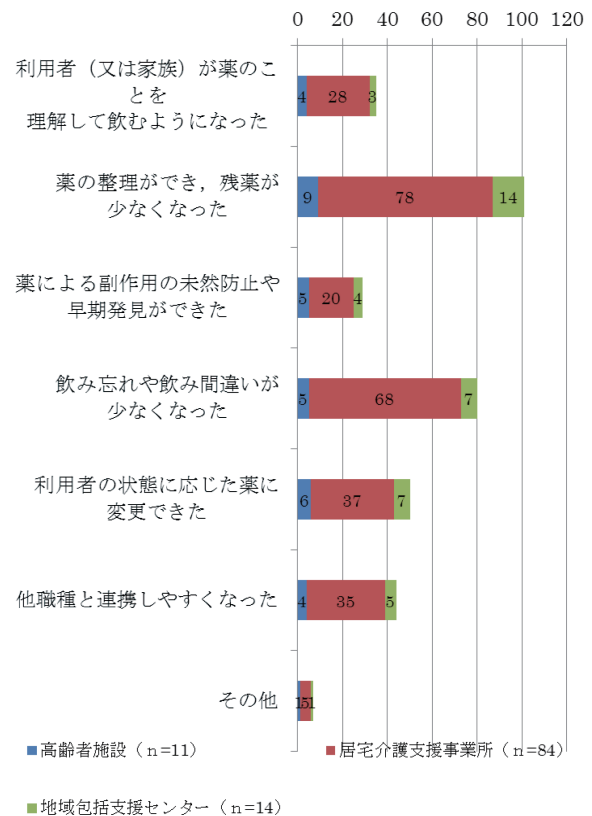


図10 有用事例の内容(介護関係者)

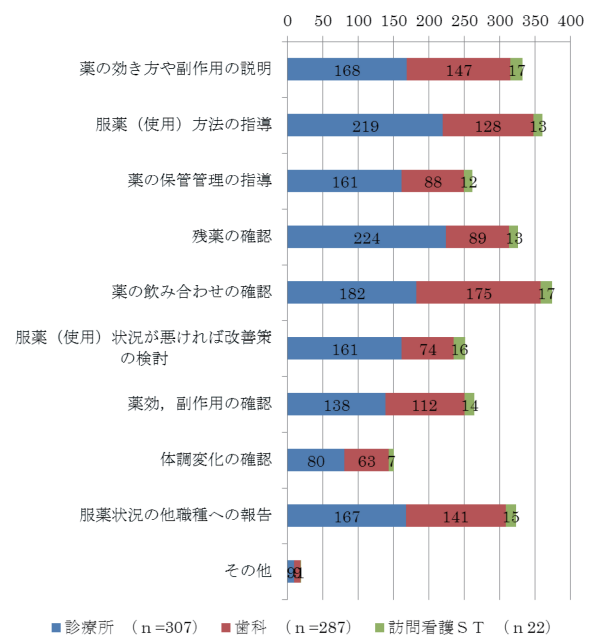


図11 薬剤師に期待する業務(医療関係者)

尋ねたところ、医療関係者は図11に、介護関係者は図12に示す結果となった。

医療関係者では「薬の飲み合わせの確認」「服薬(使用)方法の指導」「薬の効き方や副作用の説明」「残薬の確認」を求める施設が多かった。

介護関係者では「飲み忘れがないような改善策の

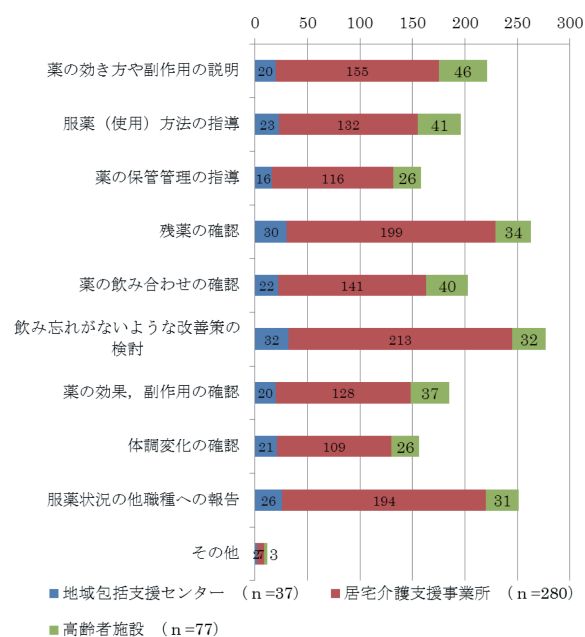


図 12 薬剤師に期待する業務（介護関係者）

検討」「残薬の確認」「服薬状況の他職種への報告」を挙げた施設が多かった。

オ 薬剤師による居宅療養管理指導の導入

居宅介護支援事業所および高齢者施設に、利用者のケアプランへの薬剤師による居宅療養管理指導の導入について尋ねたところ、「ぜひ入れたい」または「利用者の状況に応じて検討したい」と回答した施設は、居宅介護支援事業所の 262 件（94%）、高齢者施設の 56 件（73%）であった（図 13）。

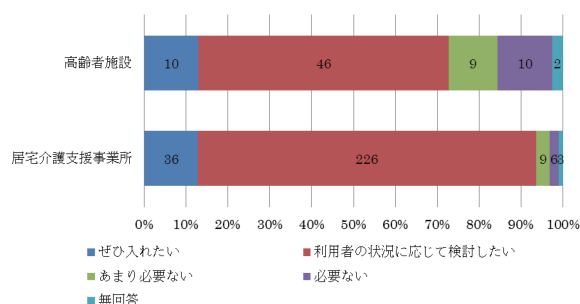


図 13 薬剤師による居宅療養管理指導の導入

以上の、殆どの施設が薬剤師との連携は望んでいるという結果は、現状と乖離しており、連携の方策について考慮する必要があることを示している。

(2) 地域包括ケアシステムへの対応状況

ア 居宅介護支援事業所との連携

診療所、歯科診療所および薬局に、居宅介護支援事業所との連携状況を尋ねた結果、「連携を密にして

いる」または「必要なとき連携している」と回答したのは、診療所 194 件（63%）、歯科診療所 74 件（26%）、薬局 165 件（24%）であり、診療所に比べて、薬局と歯科診療所は連携が進んでいない状況がうかがえた（図 14）。

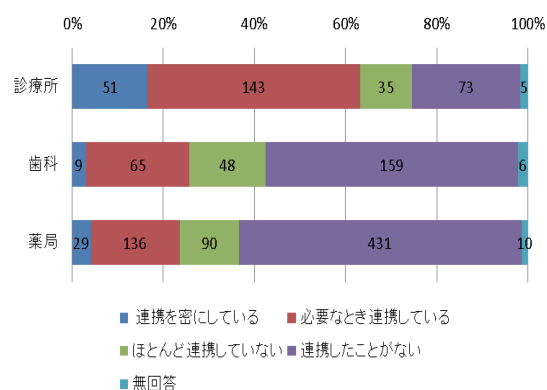


図 14 居宅介護支援事業所との連携状況

イ 地域包括支援センターとの連携

診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション、薬局および居宅介護支援事業所を対象に、地域包括支援センターとの連携状況を尋ねた結果を図 15 に示す。「連携を密にしている」または「必要な時に連携している」と回答した施設の割合が高かったのは、訪問看護ステーション 22 件（100%）、居宅介護支援事業所 279 件（99.6%）であり、次いで診療所が 174 件（57%）であった。歯科診療所（53 件、19%）と薬局（99 件、15%）については連携が進んでいなかった。

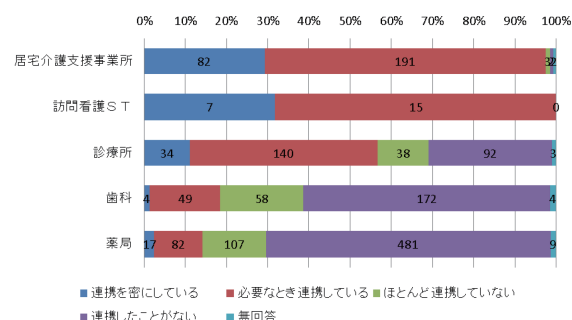


図 15 地域包括支援センターとの連携状況

ウ 地域ケア会議の実施状況

地域包括支援センターに、平成 25 年度以降の地域ケア会議の実施状況を尋ねたところ、「実施している」と回答した施設は 29 件（78%）、「実施を検討中」と回答した施設は 5 件（14%）、「実施は未定」と回答した施設は 3 件（8%）であった（図 16）。

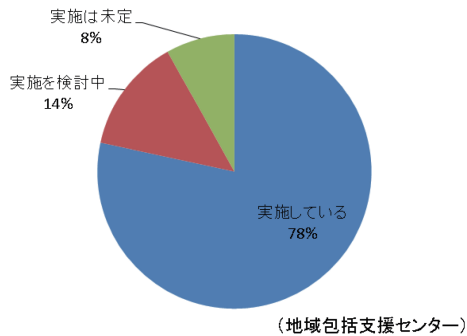


図 16 地域ケア会議の実施状況

また、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション、薬局および居宅介護支援事業所に、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議への参加経験を尋ねたところ、「参加したことがある」と回答した施設は、訪問看護ステーションの 19 件（86%）、居宅介護支援事業所の 211 件（75%）と割合が高く、診療所 65 件（21%）、歯科診療所 42 件（15%）および薬局 41 件（6%）については割合が低かった。これは、地域包括支援センターとの連携状況（図 15）と同様の傾向であった（図 17）。

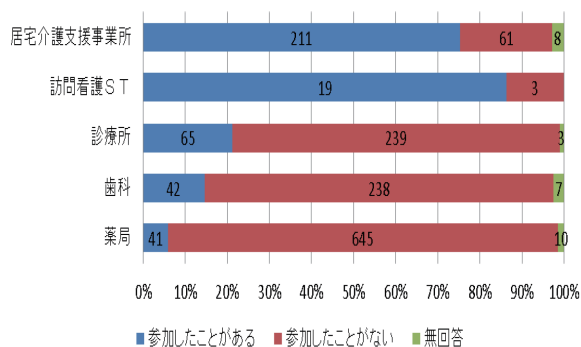


図 17 地域ケア会議への参加状況

エ 各種研修会の実施状況

(a) 地域包括ケアなどに関する研修会

地域包括支援センターに、地域包括ケアなどに関する研修会を開催しているか尋ねたところ、「開催している」と回答した施設は、地域包括支援センターの 14 件（38%）であった（図 18）。その参加職種は、介護支援専門員、社会福祉士、看護師およびヘルパーが多かった（図 19）。

(b) 薬に関する研修会

地域包括支援センターに、薬剤師が協力するとなれば、「薬に関する研修会」を開催してみたいか尋ねたところ、27 件（73%）の施設が「開催してみたい」と回答した（図 20）。

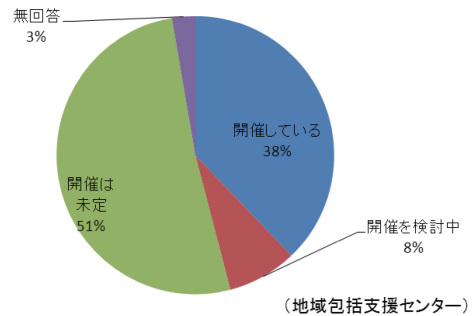


図 18 地域包括ケアに関する研修会の開催

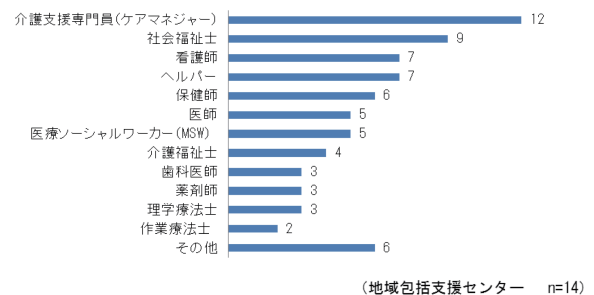


図 19 地域包括ケアなどに関する研修会への参加職種

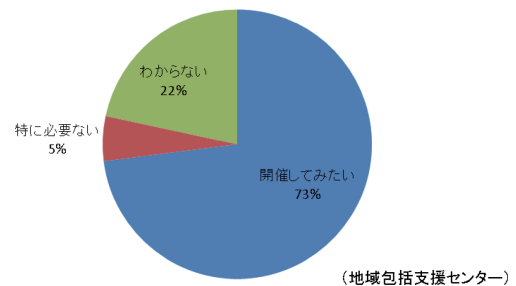


図 20 薬に関する研修会の開催について

オ 訪問薬剤管理指導など可能な地域の薬局の認知状況

薬局を除く全施設に対し、地域で訪問薬剤管理指導などを指示（依頼）できる薬局を知っているかを尋ねた結果を図 21 に示す。

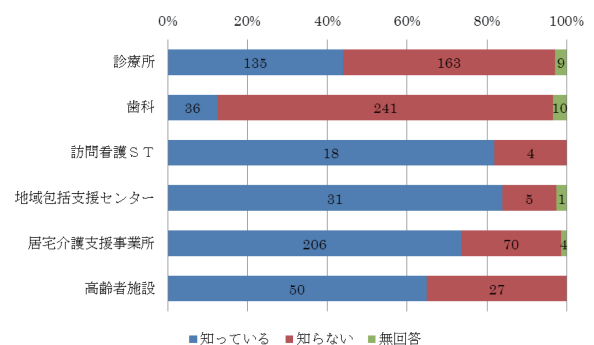


図 21 訪問薬剤管理指導などを行う薬局の認知状況

診療所の4割、訪問看護ステーションや介護関係者は6割から8割の施設が知っていると回答した。

さらに、薬剤師会が作成している訪問薬剤管理指導などを行う薬局のリストの認知および活用状況を尋ねたところ、いずれの施設においても半数以上が「知らない」と回答した（図22）。

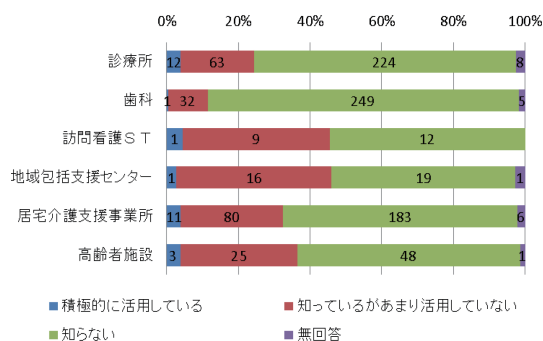


図22 薬局リストの認知および活用状況

カ 薬局および薬剤師に担ってほしい役割

薬局を除く全施設に、地域包括ケアを推進する中で、在宅医療のほかに特に薬局・薬剤師に担ってほしい役割について質問した。

「一般用医薬品・健康食品を含めた健康管理」、「薬に関する研修会の実施」、「認知症・うつ病の早期発見」を挙げた施設が多く、次いで「医療・介護材料（口腔ケア用品を含む）などの提供」、「必要な患者を地域包括支援センターへ紹介」を挙げていた（図23）。

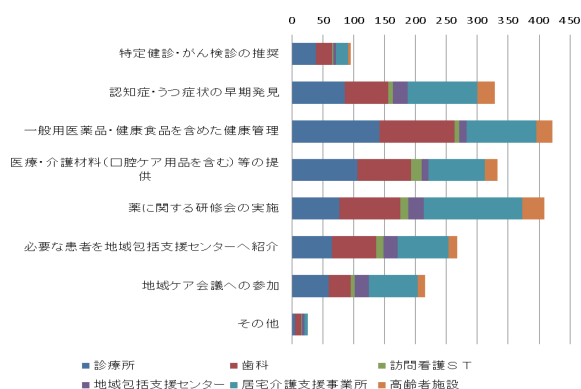


図23 薬局および薬剤師に担ってほしい役割

以上の結果から、薬局や薬剤師には「一般用医薬品・健康食品を含めた健康管理」、「薬に関する研修会の実施」など多くの期待を寄せられていることが判明した。これらの要望に応えるためには、個々の薬局の取組はもとより薬剤師会として協力体制を能

動的に整備・広報していくことが必要であることを示唆している。

Ⅲ. 講演会の開催

1 日時および場所

平成26年2月14日（金）

サテライトキャンパスひろしま

2 参加者

112名（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員など）

3 演題および講師

演題 震災を乗り越えて—地域包括ケアの構築と少子高齢化に向けての地域再生—

講師 石木 幹人先生

（岩手県立高田病院 理事（兼）リハビリテーション科科长）

4 講演要旨

平成16年に岩手県陸前高田市の県立高田病院に赴任し、そこで地域の高齢者医療を取り巻くさまざまな問題の解決に取り組んできた。

その一つの今後の高齢化社会へ向けた対応として、平成18年から要介護の患者を対象に、病院、訪問看護ステーションおよび介護関係者が参加する地域連携パスの運用を開始した。

さらに、平成23年から在宅医療患者およびその家族がより安心して暮らせる地域を目指し、医療、福祉および介護関係者の連携をより密にするため、「気仙在宅療養を支える会」を発足させた。

しかし、その矢先であった、平成23年3月11日、東日本大震災に見舞われ、県立高田病院をはじめ、陸前高田市の人口密集地は壊滅状態となった。その後、当該病院は、平成24年2月までに入院機能をもつ仮設の病院として、復旧したが、被災した住民の多くが現在も仮設住宅で暮らしている。

仮設住宅では、うつ、認知症、生活不活発病および仮設住宅での介護など、さまざまな問題が山積している。

一方、被災によって、核家族化、高齢者の一人暮らし、老老介護および認知介護といった少子高齢化社会の抱える問題の襲来が加速した結果、それらを契機として、ADLに着目した患者情報の管理およびその活用、患者の状態に応じて必要な職種が同行する訪問診療の実施といった地域医療の充実に向けた取り組みが進んでいる。

今後も、気仙地域が日本のみならず、世界中で少子高齢化に直面した地域の先駆的な対応モデルとなるよう、医療、福祉および介護の協同的な仕組み作りを進めていきたい。



Ⅳ. ま と め

1 在宅医療の現状と服薬管理上の課題

在宅医療については、高齢化社会の到来、介護保険制度や地域包括ケアシステムの導入を背景に、その推進が図られている。当委員会が実施した平成22年度の調査と比較して、在宅医療の経験のある診療所・薬局の割合に変化はほとんどなかった。しかし、薬剤師に訪問薬剤管理指導を指示した経験があると回答した診療所は、全体の33%（平成22年度調査：17.3%）となっており、医薬分業を背景に、在宅医療の現場でも薬剤師に薬の管理指導を指示する医師が徐々に増えていることが推察される。このことは、在宅医療を行う薬局の割合に変化がないことから、在宅医療に熱心な特定の薬局に指示が集中していると考えられる。

在宅患者などの服薬管理については、医療機関、介護関係者ともに「飲み忘れてたり、飲み間違える」、「勝手に判断して飲んだり飲まなかったりする」といった服薬コンプライアンスの問題があると認識しており、この点も平成22年度のアンケート結果と同様の傾向を示している。在宅患者などに対する薬剤師の関与は増えているものの全体として課題の解決には至っていないと考えられる。

また、介護関係者は「複数の医療機関から処方されている」「薬の種類や量が多い」「いつの薬か何の薬かわからなくなったものがある」といった薬の管理上の課題も多く指摘しており、この傾向は診療所

（歯科を含む。）や薬局と異なっていた。高齢者は多くの疾患を抱えており、慢性疾患になると長期処方によって薬の種類と量が多くなることから、介護の現場では薬の管理が難しいと感じられ、残薬が発生する背景にもなっていると考えられる。

一方、高齢者施設に関しては、こういった問題点を指摘する声は比較的少なかった。常駐する施設職員がある程度管理できる状態にあるのではないかと考える。

2 薬剤師による服薬管理の有用性

薬剤師による服薬管理を指示（依頼）した経験がある施設の約8割は、患者（利用者）の治療に有用だったと回答した。具体的な有用事例として、残薬確認による飲み忘れの減少や患者（利用者）の状態に応じた処方変更が挙げられ、薬剤師の職能が発揮された結果が現れていた。また他職種との連携の促進にも有用であったとする意見もあった。

このことから、薬剤師が在宅患者などの服薬管理を行うことは、適切な薬の管理に加え、患者（利用者）の服薬状況の把握と他職種への報告・連携という面から、より効果的な薬物治療に寄与することが期待される。

依然として残薬の問題が指摘される在宅患者などの服薬管理については、処方・調剤後に患者が指示どおりに飲んでいるかが重要なポイントであり、また、アンケート結果から居宅介護支援事業所および高齢者施設からも薬剤師による居宅療養管理指導の要望は高く、多職種協働の中で薬剤師は積極的にその役割を果たすべきである。

3 地域包括ケアシステムへの対応と薬剤師の活用

居宅介護支援事業所および地域包括支援センターとの連携については、歯科診療所と薬局を除く施設である程度進んでいる状況がうかがわれた。

地域ケア会議は、地域包括支援センターの約8割で、また、地域包括ケアなどに関する研修会は、同センターの約4割で実施されていたが、薬局・薬剤師の参加は、他職種に比べて十分ではなかった。このことは、昨年度当委員会が実施したアンケート調査による地域連携パスへの取組状況の傾向と同様である。地域包括ケアシステムに薬局は必要とされているにもかかわらず、現状では他職種との連携が進んでいない。

一方で、7割以上の地域包括支援センターが薬局の協力があるとすれば、薬に関する研修会を開催し

てみたいと回答しており、薬局と介護関係者との連携の糸口となることが期待される。

地域包括ケアシステムを推進する中で、在宅医療のほかに特に薬局・薬剤師に担ってほしい役割として、「一般用医薬品・健康食品を含めた健康管理」や「薬に関する研修会」を挙げる回答が特に多かった。

そのほか、「認知症対策」、「医療・介護・口腔ケア用品の提供」についても期待する声が多かった。県内の薬局数は平成 24 年度末で 1,617 件であり、人口 10 万人対の薬局数は全国 3 位である。こうした数を生かした認知症患者の見守り施設や介護用品などの購入場所の増加は、患者（利用者）の利便性に繋がり、ひいては在宅医療の推進に繋がるものと考えられる。

しかし、地域のケアカンファレンスや地域包括ケアなどの研修会への薬局薬剤師の参加は少ない。その背景として、医療・介護関係者には、「薬局薬剤師がその輪に入るべきだ」という意識が低く、薬局薬剤師の側にも「声が掛からないと入りにくい」という意識がある。この課題を乗り越えるためには、薬局・薬剤師の意識改革が是非、必要である。薬局は「薬を売るところ」ではない。「薬を通して地域の住民の健康管理に関与する施設」であり、地域住民を

見守る拠点の一つである。薬剤師は「薬を調合して販売する人」ではない。「薬の専門家としてその立場から地域住民を指導し、相談にのり、健康管理に関与する」役目を負う。地域の薬剤師会はまずこうした意識改革を進めることを社会に対して表明し、会員に対してはその方向を目指してリーダーシップをとるべきである。その上で、多職種との連携を図り、専門職としてのアピールを行っていただきたい。

一方で、薬局・薬剤師は地域包括ケアシステムを構成するチーム医療の一員としての自覚を持ち、地域の住民にとっては日常生活に欠くことができない存在であることを、日常の活動を通して地域に浸透させる努力が求められる。

地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの構築はこれから急速に進んでいくことが予想される。こうした体制に薬剤師が積極的に参加し、薬の専門家としての役割を発揮していくことが重要である。

参 考

- 1) 第 6 期介護保険事業計画
- 2) 広島県保健医療計画〈平成 25 年 3 月策定〉
- 3) 広島県高齢者プラン〈平成 24 年 3 月策定〉

地域包括ケアと服薬管理に関するアンケート調査票

広島県地域保健対策協議会・医薬品の適正使用検討特別委員会

【2023.11】

将来の急激な高齢化の進展に備え、医療・介護・福祉・生活支援等が連携して高齢者等の生活を支える地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題です。
広島県においては、「広島県保健医療計画」（平成25年3月策定）や「広島県高齢者プラン」（平成24年3月策定）に明記し、県内125箇所の日常生活圏域の地域包括ケア体制を構築することとしており、地域の医療・介護連携を推進し、多職種が各々専門性を発揮し、協力して患者本位の治療・生活支援を行う体制の確保を目指しています。
当委員会では、平成23年度から、薬物療法に係る医療関係者間の患者情報共有と多職種連携をテーマに検討を行ってきました。（昨年度の調査結果については別紙のとおり。）
今年度は、地域包括ケア体制が構築される中で、在宅患者や介護施設の入居者等の薬物療法にそれぞれの職種がどう関わっていくべきかを検討しています。
ご多忙のところ誠に恐縮ですが、アンケート調査にご協力いただければ幸いです。
なお、調査結果は、当委員会における検討資料とするほか、必要に応じて関係者、県民等に公表する予定としております。
（集計結果の公表であり、個別の情報は公表しませんので、忌憚のないご意見ををお願いします。）

【記入上の注意事項】
・該当するものにチェック（☒）を入れてください。
【問合せ先】

広島県地域保健対策協議会事務局
〒753-8540 広島市西区観音本町1-1-1
（社）広島県医師会地域医療部内
TEL 082-232-7211 FAX 082-293-3363

問1 貴診療所についてお聞かせ。

(1) 貴診療所の所在地はどちらの区域ですか。広島県二次医療圏域の区分でお答えください。

チェック欄	圏域名	圏域内市町
☐ 1	広島	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町
☐ 2	広島西	大竹市、廿日市市
☐ 3	呉	呉市、江田島市
☐ 4	広島中央	東広島市、竹原市、大崎上島町
☐ 5	尾三	三原市、尾道市、世羅町
☐ 6	福山・府中	福山市、府中市、神石高原町
☐ 7	備北	三次市、庄原市

(2) 貴診療所の診療科について、該当するものを選んでください。（複数選択可）

☐ 1 内科 ☐ 2 小児科 ☐ 3 精神科・神経科 ☐ 4 外科・整形外科 ☐ 5 皮膚科 ☐ 6 産科・婦人科
☐ 7 眼科 ☐ 8 耳鼻咽喉科 ☐ 9 歯科 ☐ 10 その他（ ）

問2 在宅患者の薬の使用状況についてお聞かせ。

(1) これまでに在宅医療を行った患者はいいますか。

☐ 1 いる … (2) ☐ 2 いらない … (8) ☐ へ

(2) (1) で「1 いる」と回答した方にお尋ねします。

在宅患者の薬の使用について、認知症の有無に関わらず、不安や問題だと感じたことはどのようなことですか。（複数回答可）

☐ 1 飲み忘れ、飲み間違える ☐ 2 勝手に判断して飲んで飲み残った ☐ 3 何をいって飲んでかわからなかった ☐ 4 複数の医療機関から処方されている ☐ 5 薬の種類や量が多い ☐ 6 いっぱいの薬が、何の薬かわからなくなったものがある ☐ 7 期限切れの薬を使うことがある ☐ 8 お薬手帳を何冊も持っている ☐ 9 その他（ ）

(3) 在宅患者の薬物療法で副作用が起きたことがありますか。

☐ 1 ある ☐ 2 ない
(4) (3) で「1 ある」と回答した方にお尋ねします。副作用はどのようにして発見しましたか。（複数回答可）
☐ 1 診察時に発見した ☐ 2 薬剤師を介して発見した ☐ 3 看護婦を介して発見した ☐ 4 介護者（家族を含む）を介して発見した ☐ 5 その他（ ）

(5) 在宅患者の服薬管理を、薬剤師に指示したことがありますか。

☐ 1 指示したことがある … (6) ☐ 2 指示したことがない … (7) ☐ へ

(6) (5) で「1 指示したことがある」と回答した方にお尋ねします。

①服薬管理を薬剤師に指示したことで、有用だった事例はありますか。

☐ 1 患者の治療に有用だった事例がある ☐ 2 薬物の負担が軽減した ☐ 3 有用だった事例はなく、薬剤師による管理は特に必要ない ☐ 4 有用だったかどうか分からない

②①で「1 患者の治療に有用だった事例がある」と回答した方にお尋ねします。

有用だった事例は、どのようなことですか。（複数回答可）

☐ 1 患者（又は家族）が薬のことを理解して飲むようになった ☐ 2 服薬確認により飲み忘れが少なくなった ☐ 3 副作用の未然防止や早期発見ができた ☐ 4 医薬品情報の提供が役立った ☐ 5 服薬指導等（一般用医薬品や食品との相互作用、薬剤服用時の注意点の説明等）が役立った ☐ 6 薬剤師から患者の状態に応じた処方の提案があった ☐ 7 疼痛管理での麻薬の管理に役立った ☐ 8 訪問看護師やケアマネジャー等と連携しやすくなった ☐ 9 その他（ ）

(7) (5) で「2 指示したことがない」と回答した方にお尋ねします。

指示したことがない理由は何ですか。

☐ 1 薬剤師が訪問できることを知らなかった ☐ 2 利用したいが、どこへ指示してよいかわからない ☐ 3 医師（歯科医師）、看護婦が訪問している ☐ 4 訪問を指示することで患者の負担が増える ☐ 5 薬で困ったことがない ☐ 6 その他（ ）

(8) 薬剤師は患者のものを訪問し、次のような服薬管理を行えますが、どのような業務を行ってみたいですか。（複数回答可）

☐ 1 薬の飲み方や副作用の説明 ☐ 2 服薬（使用）方法の指導 ☐ 3 薬の保管管理の指導 ☐ 4 残薬の確認 ☐ 5 薬の飲み合わせの確認 ☐ 6 服薬（使用）状況が悪ければ改善策の検討 ☐ 7 薬効、副作用の確認 ☐ 8 体調変化の確認 ☐ 9 服薬状況の医師（歯科医師）、看護婦、ケアマネジャー等への報告 ☐ 10 その他（ ）

(9) 最近1年以内に、在宅での疼痛管理で医療用麻薬を使用した患者はいいますか。

☐ 1 いる ☐ 2 いらない ☐ 3 いらないし、必要な患者もいない

地域包括ケアと服薬管理に関するアンケート調査票

広島県地域保健対策協議会 医薬品の適正使用検討特別委員会

【2013.11】

将来の急激な高齢化の進展に備え、医療・介護・保健・福祉・生活支援等が連携して高齢者等の生活を支える地域包括ケアシステムの構築は喫緊の課題です。
広島県においても、「広島県保健医療計画」（平成25年3月策定）や「広島県高齢者プラン」（平成24年3月策定）に明記し、県内125箇所の日常生活圏域の地域包括ケア体制を構築することとしており、地域の医療・介護連携を推進し、多職種が各々専門性を発揮し、協力して患者本位の治療・生活支援を行う体制の確保を目指しています。
当委員会では、平成23年度から、薬物療法に係る医療関係者間の患者情報共有と多職種連携をテーマに検討を行ってきました。（昨年度の調査結果については別紙のとおり。）
今年度は、地域包括ケア体制が構築される中で、在宅患者や介護施設の入居者等の薬物療法にそれぞれの職種がどう関わっていくべきかを検討しています。
ご多忙のところ誠に恐縮ですが、アンケート調査にご協力いただければ幸いです。
なお、調査結果は、当委員会における検討資料とするほか、必要に応じて関係者、県民等に公表する予定としております。
（集計結果の公表であり、個別の情報は公表しませんので、忌憚のないご意見ををお願いします。）

【記入上の注意事項】
・該当するものにチェック(✓)を入れてください。

【問合せ先】

広島県地域保健対策協議会事務局
〒733-8540 広島市西区観音本町1-1-1
（社）広島県医師会地域医療課内
TEL 082-292-7211 FAX 082-293-3383

問1 貴ステーションについてお伺いします。

(1) 貴ステーションの所在地はどちらの区域ですか。広島県二次医療圏域の区分でお答えください。

チェック欄	圏域名	圏域内市町村
☐ 1	広島	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島
☐ 2	広島西	大竹市、廿日市市
☐ 3	呉	呉市、江田島市
☐ 4	広島中央	東広島市、竹原市、大崎上島町
☐ 5	尾三	三原市、尾道市、世羅町
☐ 6	福山	福山市、府中市、神石高原町
☐ 7	備北	三次市、庄原市

(2) 貴ステーションに従事する訪問看護師の人数を教えてください。

☐ 1 1～5人 ☐ 2 6～10人 ☐ 3 11人～20人 ☐ 4 21人以上

(3) 貴ステーションの利用者数を教えてください。（H25年10月末日現在）

☐ 1 1～50人 ☐ 2 51～100人 ☐ 3 101人～150人 ☐ 4 151人～200人 ☐ 5 200人以上

(10) (9) で「1」いる、「2」いないが、必要な患者はいる」と回答した方にお尋ねします。薬料管理上支障となっていないことは何ですか。

☐ 1 麻薬の保管管理 ☐ 2 注射剤の調製 ☐ 3 麻薬の廃棄 ☐ 4 副作用の対応
☐ 5 麻薬の購入から使用、廃棄に関する記録 ☐ 6 その他（ ）

問3 地域包括ケアシステムへの対応についてお伺いします。

(1) 現在、地域包括支援センターと連携をされていますか。

☐ 1 連携を密にしている ☐ 2 必要なとき連携している
☐ 3 ほとんど連携していない ☐ 4 連携したことがない

(2) 地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に参加されたことはありますか。

☐ 1 参加したことがある ☐ 2 参加したことがない

(3) 現在、居宅介護支援事業所と連携をされていますか。

☐ 1 連携を密にしている ☐ 2 必要なとき連携している ☐ 3 ほとんど連携していない ☐ 4 連携したことがない
☐ 5 連携したことがない

(4) (3) で「3」ほとんど連携していない「4」連携したことがない」と回答した方にお尋ねします。

今後、居宅介護支援事業所と連携を図る上で必要な取組は何かとお考えですか。（複数回答可）

☐ 1 地域の居宅介護支援事業所との顔合わせ ☐ 2 患者情報共有の方法等の意見交換
☐ 3 在宅医療への居宅介護支援専門員の理解 ☐ 4 ケアカンファレンスへの医師（歯科医師）の招集と参加
☐ 5 その他（ ）

(5) 介護保険サービス利用者の担当者会議（ケアカンファレンス）に参加したことがありますか。

☐ 1 参加したことがある ☐ 2 呼ばれないので、参加したことがない
☐ 3 呼ばれたことがあるが、参加しなかった

(6) 地域包括ケアや在宅医療に関する研修会に参加したことがありますか。

☐ 1 参加したことがある ☐ 2 参加したことがないが、今後参加したい ☐ 3 特に必要ない

(7) 地域で訪問薬剤管理指導や居宅薬学管理指導を指示できる薬局を知っていますか。

☐ 1 知っている ☐ 2 知らない

(8) 薬剤師会で訪問薬剤管理指導や居宅薬学管理指導を行う薬局のリストを公表していますが、知っていますか。

☐ 1 積極的に活用している ☐ 2 知っているがあまり活用していない ☐ 3 知らない

(9) 地域包括ケアを推進する中で、在宅医療の他に特に薬局・薬剤師に担ってほしい役割はありますか。（複数回答可）

☐ 1 特定健診・がん検診の推奨 ☐ 2 認知症・うつ症状の早期発見
☐ 3 一般用医薬品・健康食品（口腔ケア用品を含む）等の提供
☐ 4 医療・介護材料（口腔ケア用品を含む）等の提供
☐ 5 薬に関する研修会の実施
☐ 6 必要な患者を地域包括支援センターへ紹介
☐ 7 地域ケア会議への参加
☐ 8 その他（ ）

質問は以上です。その他、地域包括ケアシステムや在宅医療、服薬管理の問題についてご意見等がありましたら自由にお書きください。

***** ご協力ありがとうございました。*****

問2 在宅患者の薬の使用状況についてお伺いします。

- (1) 在宅患者の薬の使用について、不安や問題だと感じることとはどのようなことですか。(複数回答可)
- ☐ 1 飲み忘れたり、飲み間違える
 - ☐ 2 勝手に判断して飲んだり飲まなかったりする
 - ☐ 3 何をいつ飲むだらうかわかっていない
 - ☐ 4 複数の医療機関から処方されている
 - ☐ 5 薬の種類や量が多い
 - ☐ 6 いくつかの薬か、何の薬かわからなくなったものがある
 - ☐ 7 期限切れの薬を使うことがある
 - ☐ 8 お薬手帳を何冊も持っている
 - ☐ 9 その他 ()
- (2) 在宅患者の服薬管理を薬剤師に依頼したことがありますか。
- ☐ 1 依頼したことがある
 - ☐ 2 依頼したことがない
- (3) (2) で「1 依頼したことがある」と回答した方にお尋ねします。
- ①服薬管理を薬剤師に依頼することで、有用だった事例はありますか。
- ☐ 1 患者の治療に有用だった事例がある
 - ☐ 2 看護業務の負担が軽減した
 - ☐ 3 有用だった事例はなく、薬剤師による管理は特に必要ない
 - ☐ 4 有用だったかどうかかわからない
- ②①で「1 患者の治療に有用だった事例がある」と回答した方にお尋ねします。
- それはどのようなことですか。(複数回答可)
- ☐ 1 患者 (又は家族) が薬のことを理解して飲むようになった
 - ☐ 2 残薬確認により飲み忘れが少なくなった
 - ☐ 3 副作用の未然防止や早期発見ができた
 - ☐ 4 医薬品情報の提供が役立った
 - ☐ 5 服薬指導等 (一般用医薬品や食品との相互作用、薬剤服用時の注意点の説明等) が役立った
 - ☐ 6 薬剤師から患者の状態に応じた処方提案があった
 - ☐ 7 疼痛管理での麻薬の管理に役立った
 - ☐ 8 医師 (歯科医師) やケアマネジャー等と連携しやすくなった
 - ☐ 9 その他 ()
- (4) (2) で「2 依頼したことがない」と回答した方にお尋ねします。
- 依頼したことがない理由は何ですか。
- ☐ 1 薬剤師が訪問できることを知らなかった
 - ☐ 2 利用したいが、どこへ依頼してよいかわからない
 - ☐ 3 医師 (歯科医師)、看護師が訪問している
 - ☐ 4 訪問を依頼することで患者の負担が増える
 - ☐ 5 薬で困ったことがない
 - ☐ 6 その他 ()
- (5) 薬剤師は患者のもとを訪問し、次のような服薬管理を行えますが、どのような業務を行ってみたいですか。(複数回答可)

- ☐ 1 薬の効き方や副作用の説明
 - ☐ 2 服薬 (使用) 方法の指導
 - ☐ 3 薬の保管管理の指導
 - ☐ 4 残薬の確認
 - ☐ 5 薬の飲み合わせの確認
 - ☐ 6 飲み忘れがないような改薬策の検討
 - ☐ 7 薬の効果、副作用の確認
 - ☐ 8 体調変化の確認
 - ☐ 9 服薬状況の医師 (歯科医師)、看護師、ケアマネジャー等への報告
 - ☐ 10 その他 ()
- (6) 現在、在宅での疼痛管理で医師用麻薬を使用している患者はいますか。
- ☐ 1 いる
 - ☐ 2 いらないが、必要な患者はいる
 - ☐ 3 いらないし、必要な患者もいない
- (7) (6) で「1 いる」「2 いらないが、必要な患者はいる」と回答した方にお尋ねします。
- その際、薬管理上支障となっていることは何ですか。
- ☐ 1 麻薬の保管管理
 - ☐ 2 注射剤の調整
 - ☐ 3 麻薬の廃棄
 - ☐ 4 副作用の対応
 - ☐ 5 麻薬の購入から使用、廃棄に関する記録
 - ☐ 6 その他 ()
- (8) 薬によっては、(特に高齢者において) 転倒が起こり易くなるものがあることを知っていますか。
- ☐ 1 知っている
 - ☐ 2 知らない
- (9) 薬によっては、口腔乾燥を起こし嚥下機能を低下させるものがあることを知っていますか。
- ☐ 1 知っている
 - ☐ 2 知らない
- (10) 口腔ケアに関して、歯科医師との連携をされていますか。
- ☐ 1 連携している
 - ☐ 2 連携していないが、必要である
 - ☐ 3 連携は必要ない

問3 地域包括ケアシステムへの対応についてお伺いします。

- (1) 現在、地域包括支援センターと連携をされていますか。
- ☐ 1 連携を断っている
 - ☐ 2 必要とき連携している
 - ☐ 3 ほとんど連携していない
 - ☐ 4 連携したことがない
- (2) (1) で「3 ほとんど連携していない」「4 連携したことがない」と回答した方にお尋ねします。
- 連携していない理由は何ですか。
- ☐ 1 地域包括支援センターを知らない
 - ☐ 2 患者が地域包括支援センターを利用していない
 - ☐ 3 地域包括支援センターの役割がわからない
 - ☐ 4 その他 ()
- (3) 地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に参加されたことはありますか。
- ☐ 1 参加したことがある
 - ☐ 2 参加したことがない
- (4) 地域で訪問薬剤師指導や居宅介護指導を依頼できる薬局を知っていますか。
- ☐ 1 知っている
 - ☐ 2 知らない
- (5) 薬剤師会で訪問薬剤師指導や居宅介護指導指導を行う薬局のリストを公表していますが、知っていますか。
- ☐ 1 積極的に活用している
 - ☐ 2 知っているがあまり活用していない
 - ☐ 3 知らない
- (6) 地域包括ケアを推進する中で、在宅医療の他に特に薬局に担ってほしい役割はありますか。
- ☐ 1 特定健診・がん検診の相談
 - ☐ 2 認知症・うつ症状の早期発見
 - ☐ 3 一般用医薬品・健康食品を含めた健康管理
 - ☐ 4 医療・介護材料 (口腔ケア用品を含む) 等の提供
 - ☐ 5 薬に関する研修会の実施
 - ☐ 6 必要な患者を地域包括支援センターへ紹介
 - ☐ 7 地域ケア会議への参加
 - ☐ 8 その他 ()
- 質問は以上です。その他、地域包括ケアシステムや在宅医療、服薬管理の問題についてご意見等がありましたら自由にお書きください。

*****協力ありがとうございました。*****

地域包括ケアと服薬管理に関するアンケート調査票

広島県地域保健対策協議会・医薬品の適正使用検討特別委員会

【2023.11】

将来の急激な高齢化の進展に備え、医療・介護・保健・福祉・生活支援等が連携して高齢者等の生活を支える地域包括ケアシステムの構築は喫緊の課題です。

広島県においても、「広島県保健医療計画」（平成25年3月策定）や「広島県高齢者プラン」（平成24年3月策定）に明記し、県内125箇所の日常生活圏域の地域包括ケア体制を構築することとしており、地域の医療・介護連携を推進し、多職種が各々専門性を発揮し、協力して患者本位の治療・生活支援を行う体制の確保を目指しています。

当委員会では、平成23年度から、薬物療法に係る医療関係者間の患者情報共有と多職種連携をテーマに検討を行ってきました。（昨年度の調査結果については別紙のとおり。）

今年度は、地域包括ケア体制が構築される中で、在宅患者や介護施設の入居者等の薬物療法にそれぞれの職種がどう関わっていくべきかを検討しています。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、アンケート調査にご協力いただければ幸いです。

なお、調査結果は、当委員会における検討資料とするほか、必要に応じて関係者、県民等に公表する予定としております。

（集計結果の公表であり、個別の情報は公表しませんので、忌憚のないご意見ををお願いします。）

【記入上の注意事項】

- ・該当するものにチェック(✓)を入れてください。

【問合せ先】

広島県地域保健対策協議会事務局
〒783-8550 広島市西区観音本町1-1-1
（社）広島県医師会地域医療内
TEL 082-232-7211 FAX 082-293-3363

問1 貴薬局についてお聞かせください。

（1）貴薬局の所在地はどちらの区域ですか。広島県二次医療圏域の区分でお答えください。

チェック欄	圏域名	圏域内市町
☐ 1	広島	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島
☐ 2	広島西	大竹市、廿日市市
☐ 3	呉	呉市、江田島市
☐ 4	広島中央	東広島市、竹原市、大崎上島町
☐ 5	尾三	三原市、尾道市、世羅町
☐ 6	福山・府中	福山市、府中市、神石高原町
☐ 7	備北	三次市、庄原市

（2）貴薬局に従事する常勤薬剤師の人数と訪問薬剤師管理指導を行っている薬剤師の人数を教えてください。

①常勤薬剤師の人数 ☐ 1 1人 ☐ 2 2人 ☐ 3 3～5人 ☐ 4 6人以上

②訪問薬剤師管理指導実施薬剤師数 ☐ 1 1人 ☐ 2 2人 ☐ 3 3～6人 ☐ 4 6人以上

（3）訪問薬剤師管理指導の届出をしていますか。

☐ 1 届出している ☐ 2 届出していないが検討中 ☐ 3 届出の予定なし

（4）がん検診サポート薬剤師の認定を受けた薬剤師がいますか。

☐ 1 いる ☐ 2 いけない、今後研修受講予定 ☐ 3 受講予定なし

問2 在宅患者の薬の使用状況についてお聞かせください。

（1）最近1年間（平成24年11月～平成25年10月）で、訪問薬剤師管理指導又は在宅薬薬管理指導を行ったことがありますか。

☐ 1 行ったことがある ☐ 2 行ったことはないが、予定あり ☐ 3 行ったことはなく、予定もない

（2）（1）で「1 行ったことがある」と回答した方にお尋ねします。

①行うことになったきっかけはどのようなことですか。（複数回答）

☐ 1 主治医（医師・歯科医師）の指示 ☐ 2 訪問看護ステーションからの依頼

☐ 3 介護支援事業所（ケアマネジャーを含む）からの依頼 ☐ 4 地域包括支援センターからの依頼

☐ 5 薬剤師が必要と考える。患者又は他職種に連絡 ☐ 6 患者又は介護者（家族を含む）からの依頼

☐ 7 その他（ ）

②訪問薬剤師管理指導や居宅療養管理指導を行った後、医師・歯科医師や訪問看護師、介護支援専門員に情報提供していますか。

☐ 1 医師・歯科医師にしている ☐ 2 訪問看護師にしている

☐ 3 介護支援専門員にしている ☐ 4 その他（ ）

③在宅患者の薬の使用について、不安や問題だと感じることとはどのようなことですか。（複数回答）

☐ 1 飲み忘れたり、飲み間違える ☐ 2 勝手に判断して飲んだり飲まなかったりする

☐ 3 何をいつ飲んだらよいかわかっていない ☐ 4 複数の医療機関から処方されている

☐ 5 薬の種類や量が多い ☐ 6 1つの薬が、何の薬かわからなくなったものがある

☐ 7 期限切れの薬を使うことがある ☐ 8 お薬手帳を何冊も持っている

☐ 9 その他（ ）

④在宅患者の薬物療法で副作用が起きたことがありますか。

☐ 1 ある ☐ 2 ない ☐ 3 よくわからない

⑤④で「1 ある」と回答した方にお尋ねします。

それはどのようなようにして発見しましたか。

☐ 1 訪問時に発見した ☐ 2 医師・歯科医師を介して発見した

☐ 3 看護師を介して発見した ☐ 4 介護者（家族を含む）を介して発見した

☐ 5 その他（ ）

⑥訪問薬剤師管理指導や居宅療養管理指導により、患者の薬物療法に有用だった事例はありますか。

☐ 1 有用だった事例がある ☐ 2 有用だった事例はない ☐ 3 有用だったかどうかかわからない

⑦⑥で「1 有用だった事例がある」と回答した方にお尋ねします。

それはどのようなことですか。（複数回答可）

☐ 1 患者（又は家族）が薬のことを理解して飲むようになった

☐ 2 残薬確認により飲み忘れが少なくなった

☐ 3 副作用の未然防止や早期発見ができた

☐ 4 医薬品情報の提供が役立った

☐ 5 服薬指導等（一般用医薬品や食品との相互作用、薬剤服用時の注意点の説明等）が役立った

☐ 6 患者の状態に応じた処方の提案を行った

☐ 7 疼痛管理での麻薬の管理が役立った

☐ 8 医師（歯科医師）、訪問看護師やケアマネジャー等と連携しやすくなった

☐ 9 その他（ ）

（3）他職種から在宅患者の服薬管理に関して相談されたことはありますか。

☐ 1 ある ☐ 2 ない

（4）（3）で「1 ある」と回答した方にお尋ねします。

①相談されたことがあるのはどの職種からですか。（複数回答可）

☐ 1 医師 ☐ 2 歯科医師 ☐ 3 薬剤師 ☐ 4 保健師 ☐ 5 看護師

☐ 6 理学療法士 ☐ 7 作業療法士 ☐ 8 医療ソーシャルワーカー（MSW） ☐ 9 介護福祉士

☐ 10 社会福祉士 ☐ 11 介護支援専門員（ケアマネジャー） ☐ 12 ヘルパー

☐ 13 その他（ ）

②相談を受けた内容はどのようなことですか。（複数回答可）

☐ 1 薬の飲み方や副作用の説明・確認 ☐ 2 服薬（使用）方法 ☐ 3 薬の保管管理

☐ 4 残薬の確認 ☐ 5 薬の飲み合わせ ☐ 6 飲み忘れがないような改善策

☐ 7 服薬状況の確認 ☐ 8 その他（ ）

（5）現在、疼痛管理で医療用麻薬を使用している患者はいますか。

☐ 1 いる ☐ 2 いけない

地域包括ケアと服薬管理に関するアンケート調査票

広島県地域保健対策協議会 医薬品の適正使用検討特別委員会

【2013.11】

将来の急激な高齢化の進展に備え、医療・介護・保健・福祉・生活支援等が連携して高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの構築は喫緊の課題です。

広島県においても、「広島県保健医療計画」（平成25年3月策定）や「広島県高齢者プラン」（平成24年3月策定）に明記し、県内125箇所の日常生活圏域の地域包括ケア体制を構築することとしており、地域の医療・介護連携を推進し、多職種が各々専門性を発揮し、協力して患者本位の治療・生活支援を行う体制の確保を目指しています。

当委員会では、平成23年度から、薬物療法に係る医療関係者間の患者情報共有と多職種連携をテーマに検討を行ってきました。（昨年度の調査結果については別紙のとおり。）

今年度は、地域包括ケア体制が構築される中で、在宅患者や介護施設の入居者等の薬物療法にそれぞれの職種がどう関わっていくべきかを検討しています。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、アンケート調査にご協力いただければ幸いです。

なお、調査結果は、当委員会における検討資料とするほか、必要に応じて関係者、県民等に公表する予定としております。

（集計結果の公表であり、個別の情報は公表しませんので、忌憚のないご意見ををお願いします。）

【アンケートに回答していただく方】

- ・回答者は、貴センターの保健師又は看護師の方をお願いします。
- 【記入上の注意事項】
- ・該当するものにチェック(○)を入れてください。

【問合せ先】

広島県地域保健対策協議会事務局
〒733-8540 広島市西区観音本町1-1-1
（社）広島県医師会地域医療課内
TEL 082-232-7211 FAX 082-233-3363

問1 貴センターについてお伺いします。

(1) 貴センターの所在地はどちらの区域ですか。広島県二次医療圏域の区分で教えてください。

チェック欄	圏域名	圏域内市町村
☐ 1	広島	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島
☐ 2	広島西	大竹市、廿日市市
☐ 3	呉	呉市、江田島市
☐ 4	広島中央	東広島市、竹原市、大崎上島町
☐ 5	尾三	三原市、尾道市、世羅町
☐ 6	福山・府中	福山市、府中市、神石高原町
☐ 7	備北	三次市、庄原市

- (2) 貴センターの設置主体を教えてください。
- ☐ 1 市町村 ☐ 2 医師会 ☐ 3 看護協会 ☐ 4 医療法人 ☐ 5 社会福祉法人 ☐ 6 その他（ ）
- (3) 貴センターの職員数を教えてください。（H25年10月末日現在）
- ☐ 1 1～5人 ☐ 2 6～10人 ☐ 3 11人～20人 ☐ 4 21人以上
- (4) 貴センター内の要支援者数を教えてください。（H25年4月末日現在）
- ☐ 1 1～199人 ☐ 2 200～399人 ☐ 3 400人～599人 ☐ 4 600人～799人 ☐ 5 800人以上

- (6) 在宅医療では緩和ケアでの薬局薬剤師の参画も期待されていますが、緩和ケアに関する研修会に参加したことがありますか。

- ☐ 1 参加したことがある ☐ 2 参加したことはないが、興味がある
- ☐ 3 参加したことがなく、参画も考えていない
- (7) 口腔ケアに関して、歯科医師との連携をされていますか。
- ☐ 1 連携している ☐ 2 連携していないが、必要である ☐ 3 連携は必要ない

問3 地域包括ケアシステムへの対応についてお伺いします。

- (1) 現在、地域包括支援センターと連携をされていますか。
- ☐ 1 連携を密にしている ☐ 2 必要とき連携している ☐ 3 ほとんど連携していない ☐ 4 連携したことがない
- (2) (1)で「ほとんど連携していない」「4 連携したことがない」と回答した方にお尋ねします。
- 連携していない理由は何ですか。
- ☐ 1 地域包括支援センターを知らない ☐ 2 患者が地域包括支援センターを利用しているか把握していない ☐ 3 地域包括支援センターの役割がわからない ☐ 3 その他（ ）
- ☐ 3 地域包括支援センターが開催する地域ケア会議を知っていますか。
- ☐ 1 知っている ☐ 2 聞いたことがある ☐ 3 知らない
- (4) 地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に参加したことはありますか。
- ☐ 1 参加したことがある ☐ 2 参加したことがない
- (5) 現在、居宅介護支援事業所と連携をしていますか。
- ☐ 1 連携を密にしている ☐ 2 必要とき連携している ☐ 3 ほとんど連携していない ☐ 4 連携したことがない
- (6) 介護保険サービス利用者の担当会議（ケアカンファレンス）に参加したことはありますか。
- ☐ 1 参加したことがある ☐ 2 参加したことがない
- (7) 地域包括ケアや在宅医療に関する研修会に参加したことがありますか。
- ☐ 1 参加したことがある ☐ 2 参加したことがない
- (8) 今後、地域包括ケアや在宅医療に関わる上で必要と考える研修内容はどんなことですか。（複数回答可）
- ☐ 1 多職種連携 ☐ 2 コミュニケーションスキル ☐ 3 介護保険等制度内容 ☐ 4 無菌製剤の調製
- ☐ 5 緩和ケアの知識 ☐ 6 認知症の知識 ☐ 7 その他（ ）
- (9) 地域包括ケアを推進する中で、在宅医療の他に特に薬局が担うべき役割は何だとお考えですか。（複数回答可）
- ☐ 1 特定健診・がん検診の推奨 ☐ 2 認知症・うつ症状の早期発見
- ☐ 3 一般用医薬品・健康食品を含めた健康管理 ☐ 4 医療・介護材料（口腔ケア用品を含む）等の提供
- ☐ 5 薬に関する研修会の実施 ☐ 6 必要な患者を地域包括支援センターへ紹介
- ☐ 7 地域ケア会館への参加 ☐ 8 その他（ ）

質問は以上です。その他、地域包括ケアシステムや在宅医療、服薬管理の問題についてご意見等がありましたら自由にお書きください。

***** ご協力ありがとうございました。*****

問2 利用者の薬の使用状況についてお聞かせください。

(1) 要支援の状態できちんと服薬できれば、要介護への移行を遅らせることが期待されます。一方、要支援者は要介護者に比べて残薬が多いなど服薬上の問題が多いことが指摘されおり、要支援者の服薬管理は重要な課題と思われまます。

貴センターからみて、要支援者の服薬管理は総じてどのような状況だと感じておられますか。（3つまで選択してください。）

- ☐ 1 利用者自身又は家族で服薬できている
☐ 2 訪問介護員（以下、「ヘルパー」という。）の介助により服薬できている
☐ 3 ヘルパーが介助しているが、十分でない
☐ 4 ヘルパーの決められた時間では薬のことで対応することは困難である
☐ 5 薬のことは全く関与していない
☐ 6 その他（ ）

(2) 服薬管理が十分でないと感じることがあるとすればどのようなケースがありますか。（複数回答可）

- ☐ 1 飲み忘れたり、飲み間違える
☐ 2 勝手に判断して飲んだり飲まなかったりする
☐ 3 何をいつ飲んだらよいかわかっていない
☐ 4 複数の医療機関から処方されている
☐ 5 薬の種類や量が多い
☐ 6 いくつかの薬か、何の薬かわからなくなったものがある
☐ 7 期限切れの薬を使うことがある
☐ 8 お薬手帳を何冊も持っている
☐ 9 その他（ ）

(3) 総合相談において、薬に関するどのような相談を受けることがありますか。（複数回答可）

- ☐ 1 薬の種類
☐ 2 薬の効果・必要性
☐ 3 薬の副作用
☐ 4 薬の飲み方
☐ 5 その他（ ）
☐ 6 薬の相談を受けることがない

(4) 要支援者の服薬に関する管理（又は支援）をするとすれば、誰に依頼しますか。

- ☐ 1 医師（歯科医師）
☐ 2 薬剤師
☐ 3 看護師
☐ 4 ヘルパー
☐ 5 家族
☐ 6 その他（ ）
☐ 7 その他（ ）

(5) これまでに利用者の服薬管理を、薬剤師に依頼したことがありますか。

- ☐ 1 依頼したことがある … (6)へ
☐ 2 依頼したことがない … (7)へ
☐ 3 有ったことある … (6)へ

(6) (5)で「1 依頼したことがある」と回答した方にお尋ねします。

①服薬管理を薬剤師に依頼することで、有用だった事例はありますか。

- ☐ 1 利用者の治療に有用だった事例がある
☐ 2 看護や介護業務の負担が軽減した事例がある
☐ 3 有用だった事例はなく、薬剤師による管理は特に必要ない
☐ 4 有用だったかどうかかわからない

②①で「1 利用者の治療に有用だった事例がある」と回答した方にお尋ねします。

- それはどのようなことですか。（複数回答可）
☐ 1 利用者（又は家族）が薬のことを理解して飲むようになった
☐ 2 薬の整理ができ、残薬が少なくなった
☐ 3 薬による副作用の未然防止や早期発見ができた
☐ 4 飲み忘れや飲み間違いが少なくなった
☐ 5 利用者の状態に応じた薬に変更できた
☐ 6 医師（歯科医師）や訪問看護師と連携しやすくなった
☐ 7 その他（ ）

(7) (6)で「2 依頼したことがない」と回答した方にお尋ねします。

依頼したことがない理由は何ですか。

- ☐ 1 薬剤師が訪問できることを知らなかった
☐ 2 利用したいが、どこへ依頼してよいかわからない
☐ 3 医師（歯科医師）、看護師が訪問している
☐ 4 訪問を依頼することで利用者の負担が増える
☐ 5 薬で困ったことがない
☐ 6 その他（ ）

(8) 薬剤師が利用者のもとを訪問し、次のような服薬管理を行いますか、どのような業務を行ってみたいですか。（複数回答可）

- ☐ 1 薬の効き方や副作用の説明
☐ 2 服薬（使用）方法の指導
☐ 3 薬の保管管理の指導
☐ 4 残薬の確認
☐ 5 薬の飲み合わせの確認
☐ 6 飲み忘れがないような改善策の検討
☐ 7 薬の効果、副作用の確認
☐ 8 体調変化の確認
☐ 9 服薬状況の医師（歯科医師）、看護師、ケアマネジャー等への報告
☐ 10 その他（ ）

(9) 薬によっては、（特に高齢者において）転倒が起こり易くなるものがあることを知っていますか。

- ☐ 1 知っている
☐ 2 知らない
☐ 3 知らない

(10) 薬によっては、口腔乾燥を起こし嚥下機能を低下させるものがあることを知っていますか。

- ☐ 1 知っている
☐ 2 知らない
☐ 3 知らない

(11) 口腔ケアに関して、歯科医師との連携をされていますか。

- ☐ 1 連携している
☐ 2 連携していないが、必要である
☐ 3 連携は必要ない

問3 地域包括ケアシステムへの対応についてお聞かせください。

- (1) 平成25年度以降、地域ケア会議を実施していますか。
☐ 1 実施している
☐ 2 実施を検討中
☐ 3 実施は未定

(2) (1)で「1 実施している」と回答した方にお尋ねします。

- ①地域ケア会議のメンバーはどのような職種の人ですか。
☐ 1 医師
☐ 2 歯科医師
☐ 3 薬剤師
☐ 4 保健師
☐ 5 看護師
☐ 6 理学療法士
☐ 7 作業療法士
☐ 8 医療ソーシャルワーカー（MSW）
☐ 9 介護福祉士
☐ 10 社会福祉士
☐ 11 介護支援専門員（ケアマネジャー）
☐ 12 ヘルパー
☐ 13 その他（ ）

②地域ケア会議で、在宅患者等の服薬管理をテーマに検討されたことがありますか。

- ☐ 1 検討したことがある（内容： ）
☐ 2 検討したことはないが必要なことだと思う
☐ 3 検討の必要はない

(3) 地域のケアマネジャーに対し、ケアプラン作成時の服薬管理について指導・助言をしていますか。

- ☐ 1 指導・助言をしている
☐ 2 指導・助言はしていない
☐ 3 指導・助言は必要だができない
☐ 4 指導・助言は必要ない

(4) 地域包括ケアに関する研修会を開催していますか。

- ☐ 1 開催している
☐ 2 開催を検討中
☐ 3 開催は未定
☐ 4 開催していない
☐ 5 (4)で「1 開催している」と回答した方にお尋ねします。

①研修会の参加者はどのような職種の人ですか。

- ☐ 1 医師
☐ 2 歯科医師
☐ 3 薬剤師
☐ 4 保健師
☐ 5 看護師
☐ 6 理学療法士
☐ 7 作業療法士
☐ 8 医療ソーシャルワーカー（MSW）
☐ 9 介護福祉士
☐ 10 社会福祉士
☐ 11 介護支援専門員（ケアマネジャー）
☐ 12 ヘルパー
☐ 13 その他（ ）

(6) 薬剤師会が協力するとすれば、地域で薬に関する研修会を開催してみたいですか。

- ☐ 1 開催してみたい（聞きたい内容： ）
☐ 2 特に必要なない
☐ 3 わからない
☐ 4 知らない

(7) 地域で訪問薬剤管理指導や居宅服薬管理指導を知っていますか。

- ☐ 1 知っている
☐ 2 知らない
☐ 3 知らない

(8) 薬剤師会で訪問薬剤管理指導や居宅服薬管理指導を行う薬局のリストを公表していますか、知っていますか。

- ☐ 1 積極的に活用している
☐ 2 知っているがあまり活用していない
☐ 3 知らない

(9) 地域包括ケアを推進する中で、在宅医療の他に特に薬局・薬剤師に担ってほしい役割はありますか。（複数回答可）

- ☐ 1 特定健診・がん検診の推奨
☐ 2 認知症・うつ症状の早期発見
☐ 3 一般用医薬品・健康食品を含めた健康管理
☐ 4 医療・介護材料（口腔ケア用品を含む）等の提供
☐ 5 薬に関する研修会の実施
☐ 6 必要な患者を地域包括支援センターへ紹介
☐ 7 地域ケア会議への参加
☐ 8 その他（ ）

質問は以上です。その他、地域包括ケアシステムや在宅医療、服薬管理の問題についてご意見がありましたら自由にお書きください。

***** ご協力ありがとうございました。*****

地域包括ケアと服薬管理に関するアンケート調査票

広島県地域保健対策協議会・医薬品の適正使用検討特別委員会

【2013.11】

将来の急激な高齢化の進展に備え、医療・介護・保健・福祉・生活支援等が連携して高齢者等の生活を支える地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題です。

広島県においても、「広島県保健医療計画」（平成25年3月策定）や「広島県高齢者プラン」（平成24年3月策定）に明記し、県内125箇所の日常生活圏域の地域包括ケア体制を構築することとしており、地域域の医療・介護連携を推進し、多職種が各々専門性を発揮し、協力して患者本位の治療・生活支援を行う体制の確保を目指しています。

当委員会では、平成23年度から、薬物療法に係る医療関係者間の患者情報共有と多職種連携をテーマに検討を行ってきました。（昨年度の調査結果については別紙のとおり。）

今年度は、地域包括ケア体制が構築される中で、在宅患者や介護施設の入居者等の薬物療法にそれぞれの職種がどう関わっていくべきかを検討しています。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、アンケート調査にご協力いただければ幸いです。
なお、調査結果は、当委員会における検討資料とするほか、必要に応じて関係者、県民等に公表する予定としております。
（集計結果の公表であり、個別の情報は公表しませんので、忌憚のないご意見をお願いします。）

【アンケートに回答していただく方】

・回答者は、貴事業所の介護支援専門員の方をお願いします。

【記入上の注意事項】

・該当するものにチェック(✓)を入れてください。

【問合せ先】

広島県地域保健対策協議会事務局

〒733-8540 広島市西区観音本町1-1-1

（（株）広島県医師会地域医療部内）

TEL 082-232-7211 FAX 082-293-3363

【問1 貴事業所についてお問い合わせします。】

（1）貴事業所の所在地はどちらの区域ですか。広島県二次医療圏区域の区分でお答えください。

チェック欄	圏域名	圏域内市町
☐ 1	広島	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島
☐ 2	広島西	大竹市、廿日市市
☐ 3	呉	呉市、江田島市
☐ 4	広島中央	東広島市、竹原市、大崎上島町
☐ 5	尾三	三原市、尾道市、世羅町
☐ 6	福山・府中	福山市、府中市、神石高原町
☐ 7	備北	三次市、庄原市

（2）貴事業所の設置主体を教えてください。

☐ 1 市町 ☐ 2 医師会 ☐ 3 看護協会 ☐ 4 医療法人 ☐ 5 社会福祉法人 ☐ 6 その他（ ）

（3）貴事業所の職員数を教えてください。（H25年10月末現在）

☐ 1 1～5人 ☐ 2 6～10人 ☐ 3 11人～20人 ☐ 4 21人以上

（4）貴事業所の利用者数を教えてください。（H25年3月末現在）

☐ 1 1～50人 ☐ 2 51～100人 ☐ 3 101人～150人 ☐ 4 151人～200人 ☐ 5 200人以上

【問2 利用者の薬の使用状況についてお問い合わせします。】

（1）利用者の薬の使用について、不安や問題だと感じることとはどのようなことですか。（複数回答）

- ☐ 1 飲み忘れたり、飲み間違える ☐ 2 勝手に判断して飲んだり飲まなかったりする
☐ 3 何をいつ飲むんだらわからなくていい ☐ 4 複数の医療機関から処方されている
☐ 5 薬の種類や量が多い ☐ 6 1つの薬か、何の薬かわからなくなったものがある
☐ 7 期限切れの薬を使うことがある ☐ 8 お薬手帳を何冊も持っている
☐ 9 その他（ ）

（2）これまでに利用者の服薬管理を、薬剤師に依頼したことがありますか。

☐ 1 依頼したことがある …（3）へ ☐ 2 依頼したことがない …（4）へ

（3）（2）で「1 依頼したことがある」と回答した方にお尋ねします。

①服薬管理を薬剤師に依頼することで、有用だった事例はありますか。

- ☐ 1 利用者の治療に有用だった事例がある ☐ 2 看護や介護業務の負担が軽減した事例がある
☐ 3 有用だった事例はなく、薬剤師による管理は特に必要ない ☐ 4 有用だったかどうかわからない

②①で「1 利用者の治療に有用だった事例がある」と回答した方にお尋ねします。

それはどのようなことですか。（複数回答可）

- ☐ 1 利用者（又は家族）が薬のことを理解して飲むようになった ☐ 2 薬の整理ができ、残薬が少なくなった
☐ 3 薬による副作用の未然防止や早期発見ができた ☐ 4 飲み忘れや飲み間違いが少なくなった
☐ 5 利用者の状態に応じた薬に変更できた
☐ 6 医師（歯科医師）や訪問看護師と連携しやすくなった
☐ 7 その他（ ）

（4）（2）で「2 依頼したことがない」と回答した方にお尋ねします。

依頼したことがない理由は何ですか。

- ☐ 1 薬剤師が訪問できることを知らなかった ☐ 2 利用したいが、どこへ依頼してよいかわからない
☐ 3 医師（歯科医師）、看護師が訪問している ☐ 4 訪問を依頼することで利用者の負担が増える
☐ 5 薬で困ったことがない ☐ 6 その他（ ）

（5）薬剤師が利用者のものを訪問し、次のような服薬管理を行えますが、どのような業務を行ってみたいですか。（複数回答可）

- ☐ 1 薬の効き方や副作用の説明 ☐ 2 服薬（使用）方法の指導
☐ 3 薬の保管管理の指導 ☐ 4 残薬の確認
☐ 5 薬の飲み合わせの確認 ☐ 6 飲み忘れがないような改善策の検討
☐ 7 薬の効果、副作用の確認 ☐ 8 体調変化の確認
☐ 9 服薬状況の医師（歯科医師）、看護師、ケアマネジャー等への報告
☐ 10 その他（ ）

（6）現在、疼痛管理で医療用麻薬を使用している利用者はいますか。

☐ 1 いる ☐ 2 いらない ☐ 3 わからない

（7）（6）で「1 いる」と回答した方にお尋ねします。

その際、薬剤管理で困っておられることは何ですか。

- ☐ 1 麻薬の保管管理 ☐ 2 注射剤の調製 ☐ 3 麻薬の廃棄 ☐ 4 副作用の対応
☐ 5 困っていることはない ☐ 6 その他（ ）

（8）今後、利用者のケアプランに薬剤師による居宅服薬管理指導を入れてみたいと思いますか。

- ☐ 1 ぜひ入れたい ☐ 2 利用者の状況に応じて検討したい
☐ 3 あまり必要ない ☐ 4 必要ない

（9）薬によっては、（特に高齢者において）転倒が起こり易くなるものがあることを知っていますか。

☐ 1 知っている ☐ 2 知らない

（10）薬によっては、口腔乾燥を起こし嚥下機能を低下させるものがあることを知っていますか。

☐ 1 知っている ☐ 2 知らない

（11）口腔ケアに關して、歯科医師との連携をされていますか。

☐ 1 連携している ☐ 2 連携を検討中 ☐ 3 連携は必要ない

- (4) 貴施設の利用者を教えてください。(H25年3月末日現在)
- ☐ 1 1～50人 ☐ 2 51～100人 ☐ 3 101人～150人 ☐ 4 151人～200人 ☐ 5 200人以上
- (5) 現在、提携している医療機関はありますか。
- ☐ 1 ある ☐ 2 ない
- (6) 現在、提携している訪問看護ステーションはありますか。
- ☐ 1 ある ☐ 2 ない

問2 利用者の薬の使用状況についてお伺いします。

- (1) 貴施設の利用者の服薬は総じてどのような状況だと感じておられますか。(3つまで選択してください。)
- ☐ 1 利用者自身又は家族で服薬ができています
- ☐ 2 施設職員又は訪問介護員(以下、「ヘルパー」という。)の介助により服薬できている
- ☐ 3 施設職員又はヘルパー等が介助しているが、十分でない
- ☐ 4 施設職員又はヘルパー等の決められた時間では薬のことで対応することは困難である
- ☐ 5 薬のことは全く関与していない
- ☐ 6 その他()
- (2) 服薬が十分でないと感じることがあるとすれば、どのようなケースがありますか。(複数回答可)
- ☐ 1 飲み忘れたり、飲み間違える ☐ 2 勝手に判断して飲んだり飲まなかったりする
- ☐ 3 何をいつ飲んだらよいかわかっていない ☐ 4 複数の医療機関から処方されている
- ☐ 5 薬の種類や量が多い ☐ 6 いくつかの薬か、何の薬かわからなくなったものがある
- ☐ 7 期限切れの薬を使うことがある ☐ 8 お薬手帳を何冊も持っている
- ☐ 9 その他()
- (3) 利用者の服薬に関する管理(又は支援)をするとすれば、誰に依頼しますか。
- ☐ 1 医師(歯科医師) ☐ 2 薬剤師 ☐ 3 看護師
- ☐ 4 ヘルパー ☐ 5 家族 ☐ 6 その他()
- (4) 利用者の服薬管理を、薬剤師に依頼したことがありますか。
- ☐ 1 依頼したことがある … (5)へ ☐ 2 依頼したことがない … (6)へ
- (5) (4)で「1 依頼したことがある」と回答した方にお尋ねします。
- ①服薬管理を薬剤師に依頼すること、有用だった事例はありますか。
- ☐ 1 利用者の状態に有用だった事例がある ☐ 2 看護や介護業務の負担が軽減した事例がある
- ☐ 3 有用だった事例はなく、薬剤師による管理は特に必要ない ☐ 4 有用だったかどうかかわからない
- ②①で「1 利用者の治療に有用だった事例がある」と回答した方にお尋ねします。
- それはどのようなことですか。(複数回答可)
- ☐ 1 利用者(又は家族)が薬のことを理解して飲むようになった ☐ 2 薬の整理ができ、残薬が少なくなった
- ☐ 3 薬による副作用の未然防止や早期発見ができた ☐ 4 飲み忘れや飲み間違いが少なくなった
- ☐ 5 利用者の状態に応じた薬に変更できた
- ☐ 6 医師(歯科医師)や訪問看護師と連携しやすくなった
- ☐ 7 その他()

- (6) (4)で「2 依頼したことがない」と回答した方にお尋ねします。
- 依頼したことがない理由は何ですか。
- ☐ 1 薬剤師が訪問できることを知らなかった ☐ 2 利用したいが、どこへ依頼してよいかわからない
- ☐ 3 医師(歯科医師)、看護師が訪問している ☐ 4 訪問を依頼することで利用者の負担が増える
- ☐ 5 薬で困ったことがない ☐ 6 その他()
- (7) 薬剤師は利用者のもとを訪ねし、次のような服薬管理を行いますか、どのような業務を行ってみたいですか。(複数回答可)
- ☐ 1 薬の効き方や副作用の説明 ☐ 2 服薬(使用)方法の指導
- ☐ 3 薬の保管管理の指導 ☐ 4 残薬の確認
- ☐ 5 薬の飲み合わせの確認 ☐ 6 飲み忘れがないよう改善策の検討
- ☐ 7 薬の効果、副作用の確認 ☐ 8 体調変化の確認
- ☐ 9 服薬状況の医師(歯科医師)、看護師、ケアマネジャー等への報告
- ☐ 10 その他()

- (8) 薬によっては、(特に高齢者において)転倒が起こり易くなるものがあることを知っていますか。
- ☐ 1 知っている ☐ 2 知らない
- (9) 薬によっては、口腔乾燥を起こし嚥下機能を低下させるものがあることを知っていますか。
- ☐ 1 知っている ☐ 2 知らない
- (10) 口腔ケアに関して、歯科医師との連携をされていますか。
- ☐ 1 連携している ☐ 2 連携を検討中 ☐ 3 連携は必要ない
- (11) 今後、利用者のケアプランに薬剤師による居宅療養管理指導^{※1}を入れてみたいと思いますか。
- ☐ 1 ぜひ入れたい ☐ 2 利用者の状況に応じて検討したい
- ☐ 3 あまり必要ない ☐ 4 必要ない
- (12) 地域で訪問薬剤管理指導^{※2}や居宅療養管理指導を依頼できる薬局を知っていますか。
- ☐ 1 知っている ☐ 2 知らない
- (13) 薬剤師会で訪問薬剤管理指導や居宅療養管理指導を行う薬局のリストを公表していますが、知っていますか。
- ☐ 1 積極的に活用している ☐ 2 知っているがあまり活用していない ☐ 3 知らない
- (14) 地域包括ケアを推進する中で、在宅医療の他に特に薬局に担ってほしい役割はありますか。
- ☐ 1 特定健診・がん検診の推進 ☐ 2 認知症・うつ症状の早期発見
- ☐ 3 一般用医薬品・健康食品を含めた健康管理 ☐ 4 医療・介護材料(口腔ケア用品を含む)等の提供
- ☐ 5 薬に関する研修会の実施 ☐ 6 必要な患者を地域包括支援センターへ紹介
- ☐ 7 地域ケア会議への参加 ☐ 8 その他()

質問は以上です。その他、地域包括ケアシステムや在宅医療、服薬管理の問題についてご意見等がありましたら自由に書きください。

***** 協力ありがとうございました。*****

※注1：居宅療養管理指導
介護保険の居宅療養管理指導費として算定される対象業務。薬剤師は利用者の居宅で服薬管理指導を行う。

※注2：訪問薬剤管理指導
医療保険の在宅患者訪問薬剤管理指導料として算定される対象業務。薬剤師が在宅患者の服薬管理指導を行う。

広島県地域保健対策協議会 医薬品の適正使用検討特別委員会

委員長	木平 健治	広島大学病院薬剤部
委員	有田 健一	広島県医師会
	石口 房子	広島県地域包括ケア推進センター
	石田 栄作	広島県歯科医師会
	大塚 幸三	広島県薬剤師会
	小澤孝一郎	広島大学大学院医歯薬学総合研究科
	木村 泰博	佐伯地区医師会
	才野原照子	広島県看護協会
	佐々木 博	広島市医師会
	竹内 宏文	広島市健康福祉局
	豊見 敦	広島県薬剤師会
	海嶋 照美	広島県健康福祉局

広島県地域保健対策協議会 医薬品の適正使用検討特別委員会

広島県薬剤師会サブワーキンググループ

副会長	大塚 幸三
	野村 祐仁
常務理事	青野 拓郎
	有村 健二
	井上 映子
	重森 友幸
	谷川 正之
	豊見 敦
	中川 潤子
理事	串田 慎也
副会長	木平 健治（オブザーバー）